

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	吳 柏 蒼
主 論 文 題 名 :				
犯罪被害者の法的地位について —台湾法を中心とした比較法的検討—				
(内容の要旨)				
<p>一、本論文の研究目的</p> <p>本稿は、刑事手続犯罪被害者の法的地位についての比較法的検討を行う論文である。比較の対象となる台湾は、日本との隆盛な交流で重要性を有するのみならず、大陸法系を継受し、日本からの影響も古くから少なからず存在しており、被害者支援に関する制度も日本の多大な影響を受けた。近年において、法学が著しく発展し、次々と実施された法改正により、日本にない制度の採用を含めた積極的な改革を図っている。他方、特有の制度の進化や国外法を手本にした制度の独自の展開も目立っている。本研究は、日本における犯罪被害者の法的地位の議論にあたって、台湾法に有益な材料がありうることを念頭にしつつ、台湾法の諸制度に対し比較法的検討を行い、その犯罪被害者の法的地位をより鮮明にすることとする。</p>				
<p>二、本論文の構成及び内容の概説</p> <p>論文は計10章で成り立ち、第2から第9章を本論とし、台湾における犯罪被害者の法的地位に関する制度を中心軸に分析・検討した。その内容を以下、概説する。</p> <p>第2章（捜査段階における犯罪被害者の地位）</p> <p>まず第1節で、告訴・緩起訴制度以外の警察・検察段階における被害者の状況を分析した。第2節で、台湾版起訴猶予制度「緩起訴」に焦点を当て、特に遵守・履行事項を付加する条件付緩起訴を詳しく検討した。条件付緩起訴は、司法資源の合理化、被疑者の社会復帰、被害者の損害回復などを目的とした制度として、台湾の刑事訴訟制度では画期的であるうえ、運用面で修復的司法の理念を実現する枠組みが提供されていることで注目されている。本稿は、理論と実際の運営状況の両面から分析し、検察官の意識転換の必要性、緩起訴制度で修復的司法プログラムを導入する際に起きうる問題、そして、検察官の不起訴・緩起訴処分に対する異議申立てでの被害者への情報提供問題と、制度の制限でその意見が反映され難いなどの問題点を指摘した。最後に、検討した台湾法の状況を踏まえて、被疑者・被害者に対する支援の見地から、福祉との連携した起訴猶予の実施や、経過観察的起訴猶予の日本での運用可能性について、若干の考察をした。</p> <p>第3章（公判段階における犯罪被害者）</p> <p>まず第1節で、台湾での被害者証人の安全保護と負担軽減対策について検討を行い、現存制度の制限を指摘し、改善の提言をした。第2節で、被害者意見陳述制度について検討を行った。台湾の制度はたった一つの条文により成立することで、様々な問題が生じている。本稿は、陳述の主体、内容、時期、そして権利性について論じ、実務における制度趣旨に対する誤解を指摘し、制度のあり方を模索した。第3節で、被害者の公判記録閲覧・謄写に関する問題を中心に検討した。台湾制度では、被害者の訴訟記録閲覧・謄写は認められているが、告訴人が弁護士を委任した場合に限られている。本稿は、弁護士に限定する必要性について、日本とドイツの制度を参照しながら異論を唱え、被害者の知る権利に格差が生じるおそれがあることを指摘した。一方、公判記録の不用意な扱いは関係人の名誉やプライバシーを害するおそれがあり、閲覧・謄写の行使による真相解明への影響も無視できず、台湾制度でも、実施時期や申出事由について、規制導入の必要性があると論じた。</p>				

第4章 (被害者訴追と被害者参加)

台湾の刑事訴訟法では、その歴史的要因もあるが、国家訴追も被害者訴追制度も認められている。この章の前半は、被害者支援の視点から自訴と呼ばれる被害者訴追について、その過去の濫用問題と現在の実施状況を合わせて検討した。台湾での被害者訴追制度は、被害者に手続上の主体性を十分認めるものの、必ずしも被害者に有益な制度ではないことが明らかになり被害者の手続上の地位向上を自訴制度に期待し得ず、過剰な期待はかえって被害者支援の阻害になりかねない。被害者訴追を縮小させ、ほぼ国家訴追に一本化した台湾の現状では、被害者参加制度の創設を検討する余地が開かれると考えられる。そこで、第2節で、台湾での被害者参加制度の導入に関し、立法院(国会)に提出される法案を中心に、導入すべき形態について検討した。初歩的考察による見解ではあるが、過去に行った刑事訴訟制度の構造改革を勘案し、日本型の被害者参加制度の導入は構造上適合していると論説した。

第5章 (司法取引と犯罪被害者)

近年、司法取引制度の導入をめぐる、日本で活発な議論がなされており、「捜査・公判協力型協議・合意」と「刑事免責」と呼ばれる制度を盛り込んだ法案が提出された。台湾では、条件付緩起訴などの制度で取引的運用が存在しているほかには、証人保護法に捜査協力型刑の減免・不起訴制度があり、刑事訴訟法において、捜査中の取引と呼ばれる簡易手続での制度と、協議手続と呼ばれる裁判中の取引もある。日本で今後導入すると思われる制度と類似性のある証人保護法にある制度は、その目的ないし法律効果が異なるが、両制度は犯罪訴追に有利な制度として、被害者への配慮や過大な減刑への懸念が問題になることがある。それを軽減するのは検察官(または検察官と裁判官)の運用次第であることが明らかになり、今後の実施状況に注目すべきである。また、求刑の取引を中心とした捜査中の取引と裁判中の取引は、被害者への謝罪や賠償などが、捜査中の取引では検察官が被疑者に命令しうる事項として、裁判中の取引では取引事項として定められている。被害者の回復に資する内容を盛り込んだこの二つの制度は被害者に有益な制度であるかについて、理論と実務の運用状況の両面から分析した。

第6章 (被害者の損害回復 一付帯民事訴訟制度一)

この章では、日本法の影響で導入され、80年以上刑事訴訟制度において定着している台湾の付帯民事訴訟制度(付帯私訴)について、日本の損害賠償命令制度と比較検討をした。付帯民事訴訟は、刑事手続への付帯性により付帯先事件の処理と連動する特徴は所々にあるが、刑事訴訟無償性の影響で裁判費用が免除される点は意義が大きい。一方、刑事訴訟に付帯するにもかかわらず、実務の運用では大量の民事法廷移送の決定がなされている。付帯民事訴訟は訴訟経済や紛争の一回解決などをその本来の目的としたが、被害者の損害回復に資する制度として再評価する余地がある以上、民事法廷移送のあり方を含めて、被害者支援の観点を加味して見直さなければならないであろう。また、日本の損害賠償命令制度にも民事手続への移行する規定があり、訴訟費用軽減が不安定という問題点も提起され、これらの点について、台湾制度の運営を参考にする価値はあろう。

第7章 (経済的支援 一犯罪被害者補償制度一)

被害者への経済的支援では、公的資金による給付はその中核を担っている。この章では台湾の犯罪被害者補償制度について詳しく検討をした。台湾の被害者補償制度の根拠たる「犯罪被害人(=被害者)保護法」は、制度起草段階より日本法の多大な影響を受け、日本法と似通っている部分が多く存在しているが、創立当時から日本に実現していなかった制度を導入したり、制度成立後に独自の改正をしたりすることによって、際立つ進展を遂げた。近年の改革の方向性は、規制を緩和し寛大で実効性のある手厚い支援を提供することであり、とりわけ、性犯罪被害者への支援、外国での被害への支援、規制緩和や補償項目の新設による支給額の増加が注目的である。また、政府予算で運営してきた当制度は、近年より次第に被疑者や犯罪者による資金の基金方式運用に移行しつつあり、その動向は注目に値する。一方、台湾制度では、加害者への求償が強調され、実務でも頻繁に行われているにもかかわらず、回収の成果が芳しくないうえ、求償への拘りにより制度の運営と加害者の更生に悪影響がもたらされるおそれがある。台湾の状況に対し、

日本では、性犯罪の被害者への経済的支援や、海外での被害への支援のあり方についての議論はまだ落ち着いておらず、これらの点を検討するにあたり、台湾制度を参照する実益があると考えられる。なお、日本ではほぼ求償が行われていないが、犯給制度を立て替え払い制度のように運用する提言は後を絶たず、台湾の状況に鑑み、再考する余地はあろう。

第8章（裁判外の紛争解決 —刑事調停と被害者—）

本章では、裁判外の紛争解決について、台湾の独自の調停制度「郷鎮市調解（調停）」制度と、近年推進されてきた「法院調解（裁判所調停）」を分析検討した。郷鎮市調解制度は、国民の思想に合う紛争解決制度として長年に亘って支持されてきたのみならず、修復的司法の理念に合致し、しかも事件処理の開始から解決まで被害者が関与できる制度として、注目を集めている。本稿は、実施の状況を確認しつつ、調停の意味を維持するための改善策を指摘した。そして、裁判所調停制度は、刑事調停の基本構造や概念を有し、修復的司法プログラムの運用に理想的な制度でもあるのみならず、調停により被害者は金銭賠償など具体的利益が得られるうえ、調停手続の運用により刑事手続の時間短縮など司法行政的効果も得られ、近年政策的に大いに推進された制度である。本稿の分析により、調停を以って訴訟経済を促進するなどの理解は却って調停の理想から乖離するおそれがあり、慎重な運用が求められた。

第9章（性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護）

日本では、法改正に向けて、性犯罪の構成要件及び法定刑に対する検討について、非親告罪化を含め七つの論点で行われている。台湾では、1999年の刑法改正において、性犯罪に関する改正での議論は現在の日本の論点と類似するところが多く、刑法条文に反映されたものもあり、日本の法改正にあたり示唆に富む材料であるため、本章でその関連問題を詳しく検討した。本稿は、従来の親告罪を認める根拠論は親告罪の選別にあたり、犯罪の処罰必要性和被害者保護の利益という両極的な価値衡量に陥りがちなことに疑問を呈し、訴追利益と被害者利益が必ずしも相反するものにあらず、両方とも政府の責務である以上、パラレルに最大限を追求すべきと考える。性犯罪の非親告罪化により被害者の示談主導権が消失するという懸念に対し、非親告罪化で加害者の示談を求める意欲が低下するおそれはあるが、これが消失するわけではない。親告罪の存置により、被害者が示談・和解の要求のプレッシャーに晒される危険があり、示談・和解の成立で告訴が取り消された後、加害者の不履行による再被害に遭うリスクもあり、被害者にとっては存置で不利益がもたらされる場合がある。性犯罪の本質を直視し、親告罪の規定を見直さなければならない。しかし、性犯罪被害者には特段のケアが必要であり、非親告罪化にあたって被害者の負担を軽減する法的担保が重要である。この部分について、台湾で運用されている制度や経験、例えば、被害者の供述負担を軽減する措置、ワンストップ式サービス、レイプ・シールドのような規定などは、日本の制度改革にあたり参考に値するであろう。

三、今後の展望

諸制度に亘った巨視的な検討によって、まだややおぼろげではあるが、本論文の考察対象である台湾法での犯罪被害者像は多少浮き彫りになった。意欲的に海外の新制度を取り入れながら、拙速で全般的に緻密な検討がまだ足りない台湾法と、安定性を保ちながら丁寧で慎重に推敲して改正を行う日本法は対照的である。台湾法は、被害者への経済的支援やその損害の回復を重視する一方、刑事手続での犯罪被害者に益する制度の多くは司法資源の合理化を追求する制度でもあり、それが現在の特徴というべきではあるが、より被害者の保護・支援に特化される制度の整備が期待される。

論稿作成の制約により議論し尽せない論点が多く、未だ初歩的考察に止まるが、犯罪被害者の法的地位に関する制度の議論にあたり、この比較法的検討はその素材に供したいと考えつつ、より広く深い研究は今後の課題にしたい。

